

発行所 (郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007・1447
 編集者 中 嶋 博
 印刷所 関東図書株式会社
 定価200円 (年間購読料千円)
 1987年2月25日発行
 第19巻 第2号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 19 No. 2

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No. 781, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

カールソン首相のプロフィール

Profile of Ingvar Carlsson

理事 早稲田大学教授 岡 沢 憲 美
 Prof. Norio Okazawa

社会民主主義 — 自然な選択

パルメ首相が暗殺されて約一年。それはまた、カールソン首相の一年でもある。スウェーデン政治のニュアンスが少し変わったと言われる。そこで、イングヴァル・カールソン首相のプロフィールを簡単に整理しておきたい。

前任者・パルメには社民党に入りその党首に就任することが一種の違和感を与えるような要素があった。社民党がその長い歴史を通じて、鋭い攻撃の矛先を向けていたブルジョワの家庭を背景にしていたからである。だが、イングヴァルについては、この種の違和感は一切ない。典型的な社民党支持基盤の家庭の出身者であり、彼が社民党を選び、社会主義運動の積極的活動家になり、やがては党幹部に就任することは、ごく自然であった。

幼年時代と青年時代を過ごした繊維産業の小都市・ボロースの30-40年代の社会的現実がそのまま政治学校であった。そこでの労働者の生活環境は悲惨であった。恵まれぬ生活環境と労働者階級の悲惨な生活、社会的不平等に対する鋭敏な感性、こうした状況がカールソンを自然に社会民主主義に向かわせた。父は倉庫業の労働者、母は繊維産業の労働者であった。当時の労働者の生活では、木造の今にも倒れそうな貧しい家、給湯装置も浴室もなく、床は泥だらけというシーンが一般的であった。カールソン一家もその典型であった。イングヴァルが12歳の時、父が職場で死んだ。心筋硬塞が原因であった。幼い頃から聡明という評判を得ていた3人の息子たちは、父の死という労働者階級の一般的な家庭にとっては致命的とも言え

る悲劇に遭遇しても、学業を放棄せず、奨学金や借金で学業を続けることができた。奨学金や借金を可能にするだけの学業成績を修めていたという事実と燃えるような向学心がそれを可能にしたとはいえ、家庭の経済力が青年の教育機会を拘束するという制度のもつ不合理は、イングヴァルの正義感と平等な社会を求める社会主義的情熱を一層掻立てたはずである。

《エルランデルの秘蔵っ子》

大向こう受けする華麗なるレトリックには欠けるが、着実に業績を積み上げる信頼に足る誠実な実務政治家 — これがイングヴァルに対する一般的な評価である。前任者・パルメがジャーナリスト好みのレトリックを駆使し、話題作りに長けた煽動家型政治家であっただけにその対照ブリが目立つが、その政治家としてのルーツには類似点もある。つまり、彼もまた《エルランデルの秘蔵っ

目 次

カールソン首相のプロフィール…岡沢憲美…	1
スウェーデンの精神障害者…	
カール・グルンネウォルド(中村明雄訳)…	2
(Göteborg 通信) パルメ事件のその後…	
……………三瓶恵子…	4
(資料紹介)	
「スウェーデンにおける地域の在宅サービスの供給システムの紹介とその分析」…	
……………小野寺百合子著…	6
SIP ニュース……………	6

子》であり《エルランデル学校の卒業生》である。エルランデルに発見されポストを与えられ、政治的訓練を受けた政党政治家である。

1957年(23歳)に、名門ルンド大学の苦学生・カールソンは、エルランデルと出会う。学生の夕べのゲストとして談話会に出席していたエルランデル首相に、憲法問題で首相に質問した。第一院の必要性についてであった。この時、首相は、二院制議會を擁護した。《スウェーデン国民の父》として敬愛されていたエルランデル首相は、イングヴァルの論理展開力と説得力に次第に大きな印象を持つようになる。常に首相の側に仕え、首相の知恵袋と称されていたのが若き俊才・バルメ。この《エルランデル学校の優等生》も、当然のことながら、イングヴァルの才能に注目する。そして、ストックホルム行きを勧める。その後のイングヴァルの政治経歴は、エルランデルとバルメを背景にして急上昇。1964年には国会議員、1969年には初入閣。そして、1986年には現職首相の暗殺という予測されざる悲劇を受けて、首相に就任。

エルランデル流政治技法の後継者

カールソンの政治技法は、慎重な審議と討議を

重ね、意見が出尽くした段階で、妥協点を設定するという方式が基本である。バルメ型の強引なリーダーシップは、得意とするところではない。世界の世論市場に向けて派手なレトリックやアツといわせるようなアイデアを乱発するタイプではない。そのため、世界のマスメディアにスウェーデンの名が登場する頻度はかなり少なくなった。だが、その一方で、地味な業績を誠実に確実に積み重ねていくカールソン流こそがスウェーデン政治の原型であることも否定できない。スマートさや華麗さには欠けるが、土の香りがする素朴で誠実なイメージこそスウェーデン市民の政治家イメージである。その意味で、カールソンの一年は原点への回帰に繋がる序曲とも言える。

■付記

スウェーデン社会に関する論評については、誤解や無理解、時には悪意に満ちた作為的曲解が少なくない。情報量の絶対的不足がその原因の一つであろう。2月に刊行が予定されている『スウェーデン・ハンドブック』は、こうした事態を回避し、スウェーデンのトータル・イメージを提供する上で大きな意義を持つかもしれない。

スウェーデンの精神障害者

— ノーマライゼーションを目指しての新立法

The Intellectually Handicapped in Sweden

— New Legislation in a Bid for Normalisation

スウェーデン社会庁 カール・グルンネウォルド

Mr. Karl Grunewald

ここ数十年、精神障害者の権利は特別法令に謳われてきたが、スウェーデンの国会はこの法令の総合的改正を行い、1986年6月1日より精神障害者の特別サービス新法令を施行した。新法令は、全ての精神障害者が、地域の人々と同レベルの生活ができることを目標としており、「平等主義の立場」が基本となっている。我が国にとって、極めて示唆的と考えられるので、以下に要約を試みてみた。

○ノーマライゼーションの原理

1950年代末、Dane Niels Erik Bank-Mikkelsenにより、ノーマライゼーションの原理が述べられたが、その内容は精神障害者の毎日の生活

や社会的環境が、ごく普通であるべきだとするものであった。1960年代、スウェーデンは高水準の教育、民主主義と平等、高水準の衛生や医療を有してはいたものの、精神面における医療や精神障害者に関する部分でいえば十分ではなかった。そして精神障害者をとりまく環境の調整が、彼らを特別に扱うよりもより重要であるという判断のもとに制度上の発展が遂げられてきた。彼らは、法令に対し実用的かつ精神的にも満たされるノーマライゼーションの原理を要求しているのである。

○県議会の責任

スウェーデンには23の県議会があり、平均25万人の住民を扱っている。県議会は公衆衛生や医療

に関する責任をもち、徴税及びその使用方法もまかされている。これは280ほどある細分化された地方自治体も同様である。県議会は教育も含めて精神障害者が必要としている療法を施し、それまで国が責任を持っていた最重度の精神障害者に対する責任も、1968年から持ち始めた。新法令の中でひとつの重要な革新は、県議会在が精神障害者を扱う場合に代表として位置づけられたことである。

○社会庁による監督

社会庁は県議会の精神障害サービス局の活動を支え、精神障害者の安全性が、彼ら個人の見地から守られるという考え方を基本としている。さらにサービス活動の監督を行い、いかなる所でもサービスが受けられるように保証している。

○精神障害者とは

16歳前に、なんらかの損失を負い精神機能の発達が損われた場合、毎日の介護が要求できる。知的能力の評価には、心理学、社会的教育的全ての要素が含まれなくてはならない。この定義はWHOの勧告によるものであり、IQ70くらいがその分かれめとなっている。新法令は16歳以上で脳に障害を持つ者にも適応し、ちえ遅れの大人や、就学前の精神病に苦しむ子どもも同様である。1974年まで精神障害者の数は増加してきたが、それ以後は横ばいである。しかし表1の通り、年齢配分には変化がみえる。

表1 1973年と1982年の精神障害者の年齢配分

年齢	1973年			1982年		
	n	1	2	n	1	2
0-3	576	1.6	0.13	403	1.1	0.11
4-6	1,060	3.0	0.31	806	2.3	0.28
7-16	7,898	22.4	0.71	6,823	19.1	0.60
17-21	4,611	13.1	0.84	4,488	12.5	0.77
22-64	19,292	54.8	0.43	21,273	59.4	0.46
65-	1,745	5.0	0.15	2,000	5.6	0.15
合計	35,182	100.0	0.43	35,793	100.0	0.43

n = 精神障害者数

1 = 精神障害者の割合による年齢配分

2 = 正常人の割合

○特別立法

精神障害者の特別サービス新法令も、それまでの法令も「特別立法」と呼ばれている。精神障害者は、社会サービス法や医療保健法令の下にある一般人と同等の権利を有しており、地方自治体

よってなされるあらゆるサービスを受けられる。従って、精神障害者は、同時に複数の法令の下に援助を受けることができるが、仮りに地方自治体や県が援助できない時は、地方自治体が援助の同意をとりつける役割を果たす。精神障害者は地方自治体の取扱いで不満が出た時は、県行政の法廷へ訴えることができる。特別サービス法令第5条には、精神障害者が日頃の生活に不満足を感じた時は、特別サービスを受ける権利があることが謳ってある。これは精神障害者が、他の一般人と比べ生活状況が下であってはならないことを意味しており、同等の社会参加ができることを目的としている。

○精神障害者サービス局の仕事

精神障害者への特別ケア協定、特別サービスは、県議会の精神障害者サービス局により監督されており、局はより活発な活動を要求している。局は精神障害者の生活状況をよく理解した上で、活動内容を彼らをはじめ、親族、役人、一般社会へ知らしめ、精神障害者がよりたやすく地域の人々へ統合されることを目標としている。そのため関係筋と協力をし、さらには精神障害者と彼らをとりに多くの人々との話し合いも必要としている。また、訓練センターやボーディングホームなどの施設利用者のケアも重要な仕事であり、そこには、余暇的、文化的配慮が施されなくてはならない。

○特別サービスとは何か

特別サービスは、家にいて自分の子どもの面倒をみる親を助けることを目的としている。子どもが家にいることができない場合は育児ホームなどに移し、成人の精神障害者の場合はグループホームなどが考えられる。新法令は、県議会の任務である5つのサービスについて述べている。

1. 相談サービスでは、精神障害者の個人的相談に対処するため100以上の専門チームを組織している。
2. 職もなく、教育も受けていない人に対して職業訓練や、成人教育など、訓練センターで行わせる。
3. 家から離れさせホームに短期間滞在させる。これは主に、親族に世話や監督の休みを与えるものである。
4. 子どものフォスターホームや、ボーディングホームは、彼らが自宅から離れて生活することに意義があるとして運営している。

表2 1984年の精神障害者の居住配列

子どもと若者			成人		
住 宅	No.	%	住 宅	No.	%
親の家	9,635	75.2	親の家	6,866	27.8
フォスターホーム	904	7.1	自宅	4,370	17.6
ボーディングホーム	1,693	13.2	グループホーム	5,187	20.9
レジデンシャルホーム	572	4.5	レジデンシャルホーム	8,384	33.7
合 計	12,804	100.0	合 計	24,807	100.0
全精神障害者の割合		34%	全精神障害者の割合		66%

5. 独立した生活が不可能な成人のためのグループホームは、普通の住宅街に位置させて、そこで生活させる。

○レジデンシャル（居住者）ホーム

主題となる点は、子ども、成人のレジデンシャルホームや、精神障害者の特別病院が減っていき、ボーディングホームやグループホームへ移行されるべきであるということである。今後レジデンシャルホームへ入る子どもや大人の数が増すのはよくない。県議会では、既にこれを閉鎖している所もあり、基準以下のものは早く閉鎖すべきであり、大規模なものは縮小すべきである。

○特別サービスへの呼びかけ

新法令第6条は、特別ケアは決して強制的なものではなく、自由な形で用意されていることを示している。

○無料ケア

精神障害者に対する特別サービスは無料である。他方、県議会は精神障害者がボーディングホームなどで生活した場合は料金を取る。手当は毎年33,552クローナが支払われるが、精神障害者は月に839クローナが維持されている。

○特別教育

7歳から17歳の精神障害児には特別総合制学校と職業学校の2系列があり、17歳から21歳の若者には3系列がある。前者は義務教育だが後者はそ

うではない。

表3 精神障害児・青年の教育（1984年）

	No.	%
就学前の教育（1-6歳）	1,283	10.0
総合制学校（7-16歳）	4,007	31.3
訓練学校（7-16歳）	2,115	16.5
特別クラス（7-21歳）	1,250	9.8
職業教育（17-23歳）	3,084	24.1
個別指導（1-21歳）	443	3.5
授業を受けない者（7-21歳）	155	1.2
成人活動に参加している青年	467	3.6
合 計	12,804	100.0

精神障害児の大多数は、統合教育を基本としている。表4参照。

表4 分離・統合教育の生徒割合（1983）

	分 離	統 合	
		グ ル ー プ	個 別
就学前学校	11%	20%	69%
特別総合制学校	1	94	5
訓練学校	15	85	-
特別クラス	36	64	-
職業教育	40	57	3

（'Current Sweden' No. 345, April 1986より
中村明雄要約）

< Göteborg 通信 >

パルメ事件のその後 Who murdered Palme?

会員 三 瓶 恵 子
Ms. Keiko Kjellsson-Sampeï

パルメ首相が殺されてから1年が経ちました。ちょうど6カ月後の8月28日の新聞は各紙とも考

え得る犯人（犯人グループ）とその動機、がい然性の説を掲載しました。以下、イヨーテポリィ・

ポステン紙の記事をもとに五つの説を紹介したい
と思います。

まず第一は、「外国のテロリスト・グループ」
犯行説です。警察の捜査の対照となったのは、
RAF、Holger Meins Kommando、Abu Nidai-
group 等です。考え得る動機としては、復讐があ
げられます。パルメはソ連のプラハ占領、スペ
インのフランコの独裁、チリのピノッチェの独裁等
について歯に衣を着せずに批判しました。また西
ドイツのテロリスト・グループである Baader
Meinhof や Holger Meins、Christian klaar 等は
パルメに復讐しようとする動機をもっていたと考
えられます。1975年にストックホルムのドイツ大
使館が占拠された時に、パルメ政府がテロリスト
の要求をのまなかったからです。またイラン・イ
ラク戦争においては、パルメは調停者でした。調
停は成功せず、多分両方の側から「聖戦」をけが
し妥協を迫る悪の使者として彼は憎まれていたの
ではないかとも考えられます。

この「外国のテロリスト・グループ」犯行説は、
どの程度の可能性、がい然性があるでしょうか？
パルメ暗殺後、西ドイツのボンにスウェーデン大
使邸に「我々は RAF である。我々は貴国の首相
を暗殺した。」という電話がかかったということ
ですが、本当にそのグループがやったのかどうか
は疑わしいようです。外国のテロリスト・グル
ープが犯人だとした場合、「主義」を同じくするス
ウェーデン国内のグループと連絡をとりあって犯
行を準備していたのではないかと考えられます。
しかしテロリスト・グループの犯行らしくない点
として、何発も弾丸をうちこんでいないこと、犯
行声明が明確になされていないこと等があげられ
ます。

第二に「外国のスパイ組織」犯行説があります。
考え得る「相手」としては、ベトナム戦争時のア
メリカ、プラハ占領時のソ連、パルメが支持して
いたアラファト PLO 議長やフセイン、ヨルダン
国王の反対派等々。

外国のスパイ組織自体がスウェーデンにやって
きて犯行をおこなったというがい然性はあまり高
くないとみられています。しかし犯行の裏に外国
のスパイ組織が存在するという可能性はずっと高
いものでしょう。犯人の逃走に使われた車、犯行
に使用されたピストル等が外国の大使館に隠され
ていることも考えられます。しかしこの説の弱点
は、パルメ夫妻が映画に行くということがまったく
偶然であったというところにあります。18時30
分にパルメの息子モルテンが両親に電話をかけた

時にはじめて、夫妻が映画に行くということが明
らかになったからです。スパイ組織が四六時中パ
ルメの住居を偵察していたり、電話を盗聴して
いたりしたとしたら、スウェーデン国内の秘密警察
が気がつかないはずがない…と考えられています。

第三の説は「スウェーデン国内のグループ」の
犯行説です。EAP、新ナチストグループ、極右
翼、極左翼が警察の捜査の対象になっています。
EAP — ヨーロッパ労働党グループは反パルメ
運動を広くおこなっていたことで知られていま
す。重要参考人として長い間取り調べをうけて
いた33歳の男性もこのグループに一時期属して
いました。新ナチスト、たとえば NRP — 北欧国家
党も暴力的なグループです。その他に BSS —
「スウェーデンはスウェーデン人のためのもの。
移民を追い出せ」というグループや、スウェー
デン国内でここ数年の間にいくつかの殺人をおこ
なっているとみられている PKK — クルディスカ
労働党等があげられています。

この説では犯行の動機については充分がい然性
があるものの、実際の犯行に関してはあまり可
能性がないのではないかとみられています。ある狂
信的な人物を洗脳して犯行をさせるのか、それと
もプロフェッショナルな殺人者を雇うのか等。も
しあの夜の犯行が偶然でなく計画されたもので
あったのなら、犯人グループは「中央」すなわちパ
ルメの側近、または秘密警察の中にスパイをも
っていることになります。

第四の説は「プロフェッショナルな殺人者」の
犯行説です。パルメ暗殺事件の捜査線上でうかが
あがっているプロフェッショナル殺人者のうちの
一人は、マイケル・トゥンレイという人物です。
彼がチリの政治家をワシントンで暗殺したことは
FBI に知られています。彼はまたピノッチェの
秘密警察からパルメを殺してくれと頼まれたと
言ったことがあるそうです。

パルメ暗殺事件の捜査においては、犯行が殺人
プロフェッショナルによってなされたものとみる
見方が有力です。ピストルの選択、うち方、逃走
のしかたがまったく巧みなものだったからです。
しかし殺人プロフェッショナルが独自に犯行を計
画するという事は考えられず、誰かが彼または
彼女を雇ったことになります。その場合、二発目
の弾丸が少々問題となります。パルメにとどめを
さすための弾丸だったのか、それともパルメ夫人
をねらってはずれたものだったのか、殺人プロ
フェッショナルなら一発で「仕事を終える」のが本
当なのではないだろうか、成功したことを確かめ

ず去ったのはなぜか、パルメ夫人を殺さなかったのは……などという疑問が残ります。

第五の説は「個人」犯行説です。極右あるいは極左の政治的狂信者、パルメの発言で自分が馬鹿にされたと感じて（信じて）いた者、スウェーデンから国外追放されることを余儀なくされた移民等々。しかしこの説の自然性は一番低いとみられています。動機はともかく、実際の犯行ができるかどうかの問題となるからです。しかしもしこの狂信的殺人者が映画に行く途中のパルメ夫妻をみかけていたとしたら、犯行の可能性はなきにしもあらずといえるでしょう。夫妻をつけてゆき、9時15分のぶんの切符を買うところをみていたなら、2時間あまりの上映時間中に家に帰ってピルトルをもってきて、犯行の現場で待ちぶせすることができたかもしれません。この説が成立するためには、犯人がその地域の地理に詳しいことが必要です。またパルメ夫妻がボディ・ガードをつけていなかったこと、偶然夜おそく映画に行くことにしたこと、犯人がその映画に行く途中の夫妻を

みかけたこと等の種々の偶然が重ならなければなりません。

以上、今までにいわれてきている諸々の説にはどれも、あっていそうではあるものの、ピッタリではないような感じがします。計画された犯行か、偶然の犯行なのか、それすらもわかっていません。パルメ暗殺事件の捜査は規模が縮小されたものの、現在も続けられています。初動捜査で失敗してしまった警察は、「地道」な捜査を黙々と続けているようです。この事件がもし解決されるとしたら、その日は突然やってくるのかもしれませんが、事件が突然起こったように。

(参考：G-P紙 1986年8月28日付)

追記：その後、秋に、国会議員で構成された特別捜査委員会が設けられたり、それに対してストックホルム警察内の捜査本部長ホルメルが「素人は邪魔をするな」という意味の発言をしたり、12人の優秀な捜査官が突然警察をやめたり、パルメ暗殺事件の捜査は何やらおかしな感じになってきました。

〈資料紹介〉

「スウェーデンにおける地域の在宅サービスの供給システムの紹介とその分析」

小野寺 百合子著

今の我が国は高齢化社会の到来を前にして、従来の施設ケアと併せて在宅福祉サービスが求められている。またそれらのサービスは全体的に関連づけられ統一的に運営される必要がある。

この点で先進国スウェーデンに学ぶところは余りにも多いが、このほどその方面の第一人者である小野寺百合子氏によって、調査研究報告として、一書にまとめられたことは、まことに意義深い。

どのページをめくってみても参考になるが、ここでは章の構成のみを挙げておく。①スウェーデンの福祉—その歴史、②法律、制度、施策の現状、③高齢者の雇用と生きがい、④施設と地域社会（住宅政策）、⑤保健医療と福祉（福祉の総合化）、⑥ホームヘルパーの養成、⑦費用負担と所得保障、⑧地域福祉の事例、⑨福祉国家をめぐる議論。（昭61年11月、東京都福祉局刊、非売品）

〈SIP ニュース〉

行政をよりサービス指向型に変えるための新法

1987年1月1日より、スウェーデンの行政をよりサービス指向型に変化させるために案出された新法が実効となる。新法は、質問・申込みへの応答のスピードアップ、諮問機能の活性化、嘆願や再審査手続きの効率アップ等の内容を盛り込み、民間人が政府機関を利用しやすくしようというものである。すなわち、同法の施行で官庁の複雑な手続きによる遅延が最少限に抑えられ、中央及び地方政府を公衆が利用する機会も増えることとなろう。

新法の効果を高めるべく、補足的に大衆への効率的なサービス提供の重要性を強調する教育キャンペーンを公務員に行うことも計画されている。

さらに、行政上の複雑な規約の削減と簡素化のために進行中の努力（目下、実施されているものは約2万）も、スウェーデンにおけるより効率的でサービス指向型の行政機関の創造という目標達成に貢献するものと思われる。